



埼玉県報

第51号
令和元年(2019年)
10月29日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 鳥獣保護区の更新（滑川）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（矢岳）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（久喜菖蒲公園）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（さきたま古墳公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（埼玉カントリー）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（皆野町）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（小川）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（坂東大橋）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（寄居）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（滝沢ダム）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（西ノ入）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（花園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（妻沼福川）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（老袋）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（菅間）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（町屋新田）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（三箇）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（行田）（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県告示第 553 号中訂正（用地課）

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（平成30年度）

（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	588	267	59	70	9	170				575
研究職	17	14	2	5		2				23
医療職	62	18	10	16		26				70
技能労務職	8	18				9				27
教育職	3,561	1,365	193	257	15	1,686		12		3,528
警察職	462	221	50	135	6	16		1	1	430
企業職	240	21	10	192	2	9				234
合計 (構成比)	4,938	1,924 (39.4%)	324 (6.6%)	675 (13.8%)	32 (0.7%)	1,918 (39.2%)	0 (0.0%)	13 (0.3%)	1 (0.0%)	4,887 (100%)

- (注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。
 2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。
 一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員
 研究職・・・研究職給料表適用者
 医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 警察職・・・公安職給料表適用者
 企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)、病院医療職給料表(三)及び下水道企業職給料表の各適用者
 3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成30年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	130	151	124	85	44	24	13	4
研究職	9	7	7	4	3	1		
医療職	90	23	22	8	5	1		
技能労務職								
教育職	1	1	1					
企業職								
合計 (構成比)	230 (30.5%)	182 (24.1%)	154 (20.4%)	97 (12.9%)	52 (6.9%)	26 (3.4%)	13 (1.7%)	4

- (注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	80	48	30	11	11	7	2	
医療職	6	7						
技能労務職		3						
教育職								
合計 (構成比)	86 (42.0%)	58 (28.3%)	30 (14.6%)	11 (5.4%)	11 (5.4%)	7 (3.4%)	2 (1.0%)	0

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	215	296	9	214	7
合 計 (構成比)	215 (29.3%)	296 (40.3%)	9 (1.2%)	214 (29.2%)	7

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	384	252	102	41	25	1
一般職員	34	17	9	7	4	
研究職	2	1				
合 計 (構成比)	420 (47.8%)	270 (30.8%)	111 (12.6%)	48 (5.5%)	29 (3.3%)	1

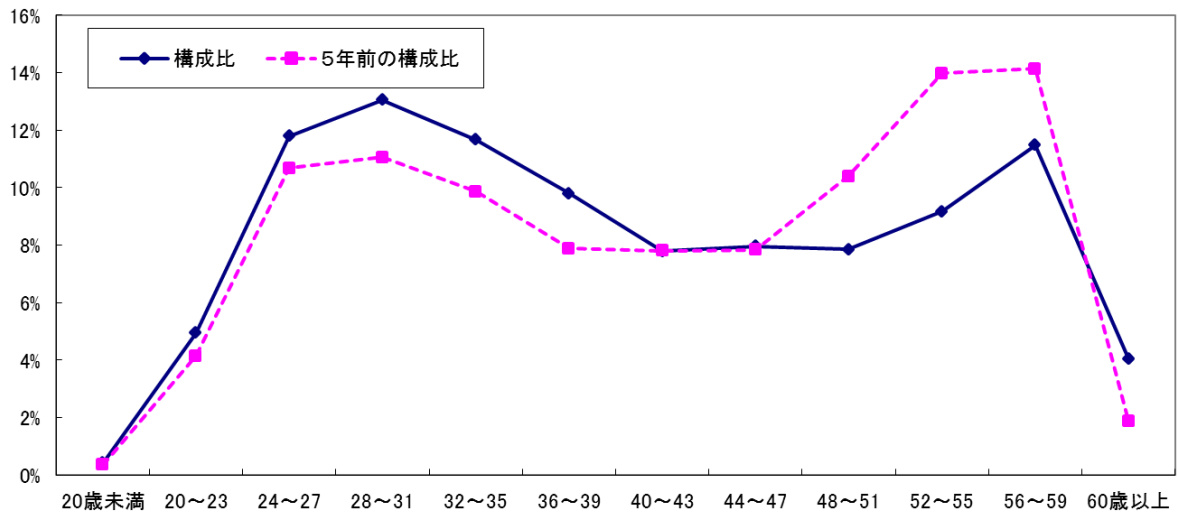
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	65	65	0	
		総 務	1,222	1,233	+11	東京オリンピック・パラリンピックへの対応など
		税 務	572	564	▲8	業務執行体制の見直しなど
		民 生	1,061	1,109	+48	児童相談所の体制強化など
		衛 生	1,279	1,276	▲3	業務執行体制の見直しなど
		商 工	314	315	+1	ジェトロ埼玉貿易情報センター誘致対応
		労 働	202	200	▲2	業務執行体制の見直しなど
		農林水産	859	856	▲3	関東東海花の祭典事務局用務の終了など
		土 木	1,248	1,248	0	
		小 計	6,822	6,866	+44	
		教育部門	36,783	37,012	+229	児童生徒数の変動など
	警察部門	12,828	12,878	+50	警察官の増員など	
	小 計	56,433	56,756	+323		
公営企業部門	病 院	2,360	2,373	+13	独立行政法人化に向けた体制強化など	
	水 道	340	338	▲2	業務執行体制の見直しなど	
	下水道	124	132	+8	知事部局からの公共下水道事業の移管など	
	その他	104	111	+7	地域整備事業の増加など	
	小 計	2,928	2,954	+26		
合 計		59,361	59,710	+349		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 255	人 2,955	人 7,043	人 7,791	人 6,971	人 5,855	人 4,647	人 4,758	人 4,688	人 5,473	人 6,851	人 2,423	人 59,710

(5) 職員定数の適切な管理

知事部局の職員定数については、毎年度、業務改善や事務事業の見直しなどにより、県民1万人あたりの職員数について全国最小を維持するよう管理することとしています。

なお、企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

<知事及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 672 1423 891"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 967 1423 1187"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 680 1433 987"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="485 1086 1444 1346"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
平成30年度	人 7,377,288	千円 1,720,310,191	千円 5,175,350	千円 572,047,235	% 33.3	% 32.8

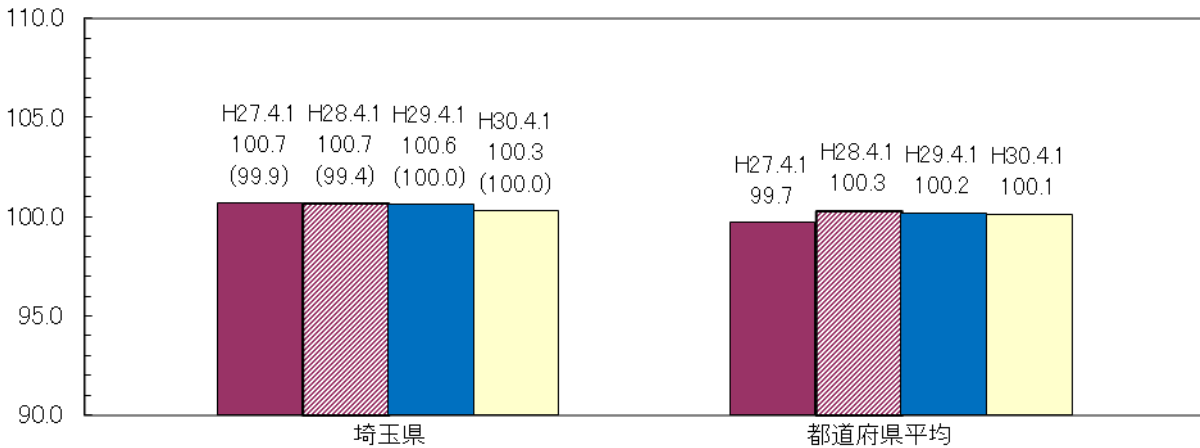
(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	人 56,433	千円 247,772,704	千円 65,754,309	千円 104,727,793	千円 418,254,806	千円 7,412

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.4 歳	320,608 円	419,166 円
技能労務職	55.8 歳	350,412 円	412,602 円
高等学校等教育職	43.6 歳	361,606 円	439,053 円
小中学校教育職	40.5 歳	342,216 円	411,025 円
警察職	37.7 歳	324,175 円	467,145 円

- (注) 1 職種区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）
 一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者
 警察職・・・公安職給料表適用者
 2 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	187,200円	199,700円
	高校卒	153,000円	164,200円
技能労務職	高校卒	155,500円	167,400円
	中学卒	139,950円	148,350円
高等学校教育職	大学卒	209,100円	223,000円
	高校卒	164,100円	179,500円
小中学校教育職	大学卒	209,100円	223,000円
警察職	大学卒	217,000円	231,100円
	高校卒	188,700円	197,200円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

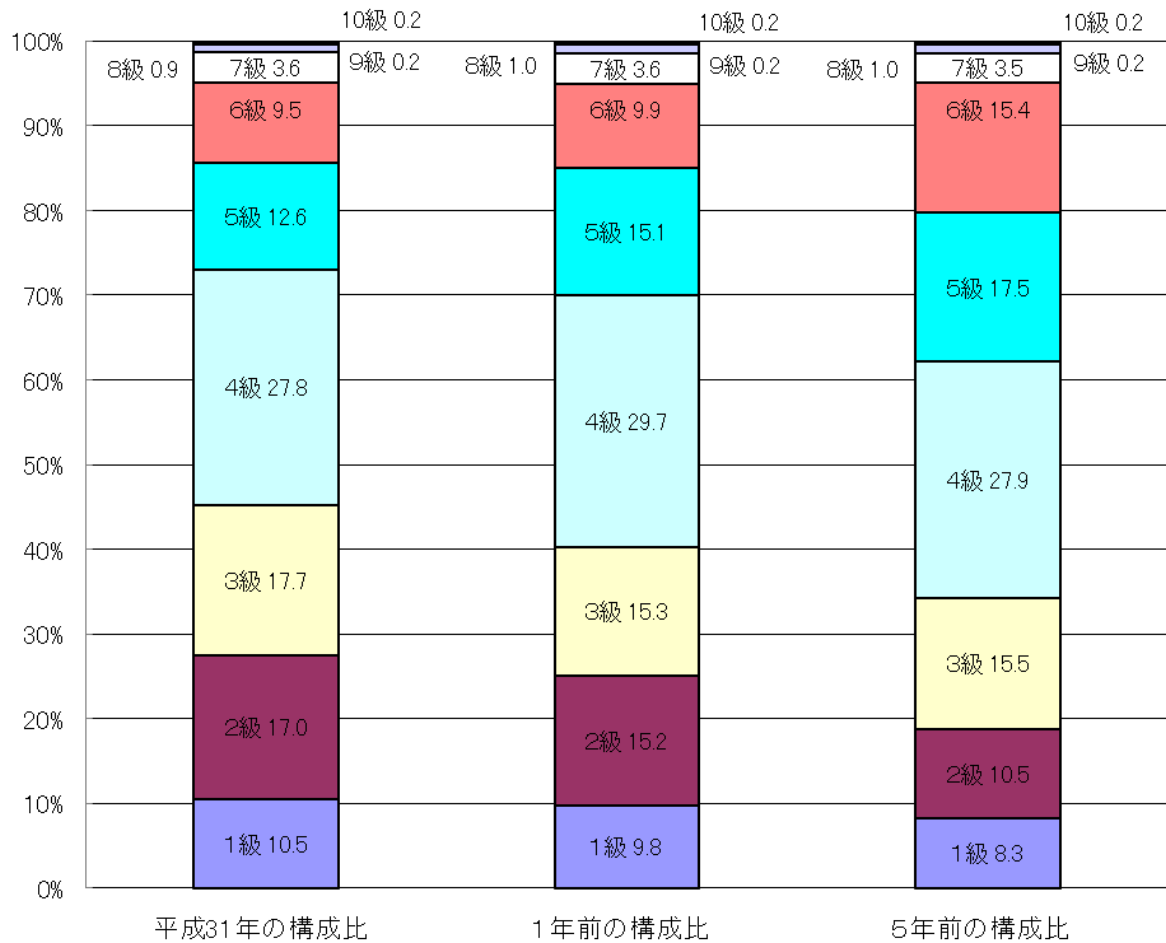
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	286,985円	369,852円
	高校卒	241,801円	337,320円
技能労務職	高校卒	—	346,752円
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	337,479円	411,210円
	高校卒	265,252円	314,782円
小中学校教育職	大学卒	336,851円	403,678円
警察職	大学卒	315,521円	396,875円
	高校卒	276,620円	367,074円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 931	人 1,513	人 1,574	人 2,471	人 1,118	人 844	人 319	人 78	人 18	人 16	人 8,882
構成比	% 10.5	% 17.0	% 17.7	% 27.8	% 12.6	% 9.5	% 3.6	% 0.9	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成30年度決算） 1,749 千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 （1.45 月分） 勤勉手当 1.85 月分 （0.90 月分）	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 （1.45 月分） 勤勉手当 1.85 月分 （0.90 月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

埼玉県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たりの平均支給額 （平成30年度決算）	（自己都合） 2,670千円	（勸奨・定年） 22,170千円			

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	25,621,584 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	454 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	8,868人
東京都特別区等	13.0%	14人

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）	4,143,340千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	165千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度決算）	44.5%
手当の種類（手当数）	28 手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 730 円～1,100 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1 時間 1,900 円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等

東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	12,238,247 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	543 千円
支給実績（平成29年度決算）	12,028,465 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	568 千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,175,119	千円 247
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 4,227,265	千円 360
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 124,225	千円 2,889
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額）	異	支給上限	千円 5,801,452	千円 120
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 34,970	千円 421

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 0	千円 0
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,050,552	千円 295
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,262,000	千円 278
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 87,138	千円 495
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 3,228,601	千円 827
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,317,119	千円 68
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 183,836	千円 374
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 230,826	千円 387
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 28,035	千円 295

(10) 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副 知 事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副 議 長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副 知 事	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	1,420,000 円 × 12 × 在職年数 × 0.60	40,896,000 円	任期毎
	副 知 事	1,134,000 円 × 12 × 在職年数 × 0.46	25,038,720 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	1,593,559	199,472	196,219	12.3	12.8

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費19,589千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	30	108,856	34,066	45,773	186,695	6,223

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.0歳	339,322円	516,460円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（平成30年度決算）	
1,526千円	
（平成30年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分
(1.45 月分)	(0.90 月分)
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成31年4月1日現在）

（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成30年度決算)	0円	22,124千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		11,439千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		381千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	30人

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		3,013千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		167千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度決算)		60.0%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	8,509千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	304千円
支給実績 (平成29年度決算)	8,352千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	298千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 3,718	千円 286
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 1,620	千円 324
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,956	千円 141
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30年度	千円 41,276,120	千円 3,081,159	千円 2,361,869	% 5.7	% 5.3

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費627,819千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	人 335	千円 1,288,667	千円 417,905	千円 555,250	千円 2,261,822	千円 6,752

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.8歳	350,690円	545,887円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成30年度決算)	1,625千円	
(平成30年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.85 月分
	(1.45 月分)	(0.90 月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・ 役職加算 5~20%	
	・ 管理職加算 15~25%	

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成30年度決算)	528千円	21,948千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		133,821千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		396千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	338人

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		41,977千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		176千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度決算)		70.5%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	107,109千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	343千円
支給実績 (平成29年度決算)	117,113千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	365千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 32,471	千円 229
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 20,909	千円 283
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 49,427	千円 156
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 31,478	千円 1,015

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30年度	千円 625,578	千円 422,611	千円 282,860	% 45.2	% 1.1

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費168,535千円を含みません。
 3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	人 40	千円 162,426	千円 54,191	千円 73,191	千円 289,808	千円 7,245

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.6歳	366,073円	588,461円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成30年度決算)	
1,830千円	
(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分
(1.45 月分)	(0.90 月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成30年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 22,124千円

- (注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		17,418千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		435千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	40人

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		793千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		44千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度決算)		45.0%	
手当の種類 (手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	16,003千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	471千円
支給実績 (平成29年度決算)	9,544千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	298千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,521	千円 291
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2,900	千円 264
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 5,318	千円 140
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円 + 加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 6,238	千円 1,040

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30年度	千円 57,058,485	千円 △1,850,756	千円 24,712,528	% 43.3	% 43.3

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	人 2,327	千円 8,987,899	千円 5,445,882	千円 4,187,373	千円 18,621,154	千円 8,002

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	44.8歳	581,130円	1,342,694円
看護師	35.7歳	334,546円	507,146円
事務職員	40.6歳	346,202円	553,969円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成30年度決算) 1,799千円						
(平成30年度支給割合) <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60月分</td> <td>1.85月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45月分)</td> <td>0.90月分)</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60月分	1.85月分	(1.45月分)	0.90月分)
期末手当	勤勉手当					
2.60月分	1.85月分					
(1.45月分)	0.90月分)					
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%						

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成31年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (平成30年度決算)	(自己都合) 1,105千円	(勸奨・定年) 19,726千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		1,031,694千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		443千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県	10.0%	2,020
医師・歯科医師	16.0%	305

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		426,586千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		316千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度決算）		57.6%	
手当の種類（手当数）		9手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	相談指導、心理判定等の業務	月額9,700円 日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院に勤務する職員	介助及び汚物処理の作業	月額8,000円 日額320円
試験等業務手当	臨床腫瘍研究所に勤務する職員	発がん性物質を使用する試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部に勤務する職員	管理区域内で行う放射線業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等の業務	日額320円
遺体取扱手当	病院に勤務する職員	遺体を取り扱う作業	1体 800円~2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜又は準夜の看護等の業務	勤務1回 2,150円~7,300円
変則勤務手当	病院に勤務する薬剤師	深夜又は準夜の勤務	勤務1回 730円~1,100円
新生児担当医手当	小児医療センターに勤務する医師	新生児の診療業務	業務1件 10,000円

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,189,662千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	941千円
支給実績（平成29年度決算）	2,155,218千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	921千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者 6,500 円、子 10,000 円等	同	-	千円 167,392	千円 243
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて 月額最高 27,000 円	同	-	千円 195,159	千円 325
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用され た 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600 円(又は 50,800 円)以内	同	-	千円 961,567	千円 3,422
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 （原則として6カ月定期券価額） ②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	同	-	千円 211,927	千円 157
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000 円+加算額	同	-	千円 1,880	千円 940
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 135/100	同	-	千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に 支給 → 勤務1回につき、1,050 円～ 31,500 円	同	-	千円 166,903	千円 412
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に 支給 → 勤務1回につき、2,000 円～ 18,000 円	同	-	千円 4,941 千円	千円 247
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時まで の間 （深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額× 25/100	同	-	千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額 25,900 円～136,000 円	同	-	千円 88,172	千円 1,050

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30年度	千円 47,588,620	千円 722,750	千円 675,223	% 1.4	% 1.4

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費448,354千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成30年度	人 124	千円 481,036	千円 154,721	千円 195,113	千円 830,870	千円 6,701

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.2歳	379,902円	648,309円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成30年度決算)	
1,751千円	
(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.85月分
(1.45月分)	0.90月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(平成30年度決算)	0千円	0千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		50,909千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		424千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	10.0%	126

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		2千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度決算)		3.0%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	52,776千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	607千円
支給実績 (平成29年度決算)	54,634千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	621千円

(注) 1 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 12,571	千円 206
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同	-	千円 10,347	千円 304
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 13,462	千円 136
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 -	千円 -
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 53	千円 18
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,719	千円 1,051

(注) 平成30年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成31年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成30年1月1日～平成30年12月31日）

平成30年の職員1人当たりの平均使用日数：11.2日

(3) 病気休暇の取得状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	479
教育委員会	1,253
警察本部長	182
計	1,914

(4) 特別休暇の状況（平成31年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）		
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間		
10 忌引休暇	親族	日数	
	配偶者	10日	
		血族	姻族
	1 親等直系尊属	7日	3日
	1 親等直系卑属	7日	1日
	2 親等直系尊属	3日	1日
	2 親等直系卑属	1日	—
	2 親等傍系者	3日	1日
	3 親等傍系尊属	1日	—
11 父母等の追悼のための休暇	1日		
12 夏季休暇	5日		
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間		
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間		
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間		
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間		
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間		
18 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間		
19 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間		
20 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間		
21 献血休暇	その都度必要と認められる時間		
22 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間		

(5) 介護休暇の取得状況 (平成30年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	18	18	7	9	1			1		
女性職員	45	45	9	22	12		1	1		
計	63	63	16	31	13		1	2		

(単位:人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	18	18			18	3	6	4		1	4
女性職員	45	44	1		45	11	9	7	6	3	9
計	63	62	1		63	14	15	11	6	4	13

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

(6) 介護時間の取得状況 (平成30年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	1	1		1						
女性職員	10	10		8	2					
計	11	11		9	2					

(単位:人)

	介護時間承認期間						
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	1						1
女性職員	10	7	2	1			
計	11	7	2	1			1

5 職員の休業に関する状況（平成30年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数
男性職員	
女性職員	1
計	1

(注) 上段は、平成30年度中に新たに修学部分休業を取得した者の数、下段は修学部分休業の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況（平成30年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員								
女性職員	1	1						
計	1	1						

ウ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	1週間の取得時間（平均）				合計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下	
男性職員					
女性職員	1				1
計	1				1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得者数（単位：人）

	取得者数	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	2	2	
	1	1	
女性職員	3	2	1
	3	2	1
計	5	4	1
	4	3	1

(注) 上段は、平成30年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者の数、下段は自己啓発等休業の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 取得状況（平成30年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の 大学院・大学等	その他	JICA	姉妹 都市	その他
男性職員	2	1		1				
女性職員	3			2		1		
計	5	1		3		1		

ウ 承認期間（同上）（単位：人）

	承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員	1	1		2
女性職員		3		3
計	1	4		5

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（平成30年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員					
女性職員	5	5			
	6	6			
計	5	5			
	6	6			

(注) 上段は、平成30年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 承認期間（平成30年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員				
女性職員		1	4	5
計		1	4	5

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成30年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業 対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性職員	82	13	4	1,660	57		3
	5	7					
女性職員	1,195	245	109	1,197	1,163	13	14
	1,492	322	114				
計	1,277	258	113	2,857	1,220	13	17
	1,497	329	114				

(注) 上段は、平成30年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、下段は育児休業等の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成30年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	59	23					82
女性職員	34	266	321	255	147	172	1,195
計	93	289	321	255	147	172	1,277

(イ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	10	3					13
女性職員	154	39	11	15	26		245
計	164	42	11	15	26		258

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	1	4	4	4	13
女性職員	55	97	58	35	245
計	56	101	62	39	258

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	2			2	4
女性職員	10	3	5	91	109
計	12	3	5	93	113

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	1
女性職員	1
計	2

(注) 上段は、平成30年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が平成29年度以前から平成30年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 許可期間（平成30年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について）

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員				
女性職員				
計				

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
		1		741	723			742	723		1

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1		740	719			741	719		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					1	3			1	3		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						1				1		
合計			1		741	723			742	723		
法第28条第4項により失職した者												1

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
6	12	16	8	5	9	12	13	39	42

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	3	7	11	4	2	4	8	10	24	25
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	2	3	2	1	1		1		6	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	1	2	3	3	2	5	3	3	9	13
合計	6	12	16	8	5	9	12	13	39	42

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成30年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 年度当初4月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、「職員の不祥事防止に向けての研修」としてグループ討論形式による職場研修を実施した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 ・ 各所属における職場教養において、グループ討議等の方法により職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施した。

イ 職員への周知の状況（平成30年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（平成30年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（平成30年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	1,433	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	3,253	
警察本部長	128	
計	4,814	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（平成29年度退職者及び平成30年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	10	23	33
研究職		2	2
医療職	3	1	4
教育職		14	14
警察職	12	10	22
企業職		3	3
合計	25	53	78

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成30年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	平成30年度教職員研修計画
警察本部長	平成30年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	2,879人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 34コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～4日	1,401人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 1コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	251人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 18コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,735人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～25日	4,963人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 21講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,789人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 46講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	2,481人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	827人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	2週間～ 11週間	842人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	2週間～ 4週間	260人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 33課程	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	3日間～ 3週間	1,635人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 183課程	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ～60日	14,839人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度
 <知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成30年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互 助 会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,167人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,519人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 4,757人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 350人	26, 31, 41, 51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 6,550人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 2,524人	各所属	○	○	○
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 25,499人	全員		○	
	その他	サークル活動の促進 22件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 311人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成30年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互 助 会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 28,336人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 410人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,336人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,200人	全員	○		
	がん検診	胃 2,784人	35歳以上希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイ リフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 66,754件	全員		○	○
その他	ライフプラン セミナー	年代別セミナーの開催 2,679人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成30年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,314人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 6,319人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 403人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 6,314人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、育児・介護の分野選択 10,672人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,251人	該当者	○	○	

(2) 共済制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成30年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 226,501件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,122件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,461件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 409件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成30年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 839,108件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 14,228件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 3件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、 一部負担金払戻金 7,914件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,208件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(平成30年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 345,280件 育児休業手当金等 1,545件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,212件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 645件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成30年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	70	11	81
教育委員会	385	39	424
警察本部長	259	21	280
計	714	71	785

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（平成30年度）

(1) 採用試験の実施状況（平成30年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加2内の年齢は平成30年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成9年4月2日以降に生まれた人で、平成31年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成31年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 平成30年6月24日	第1次合格発表日 平成30年7月3日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレゼンテーション含 む個別面接、 適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
	農業				
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
免許資格職職員採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 平成7年4月2日以降に生まれた人で、平成31年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人(23歳～31歳)で、獣医師免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 平成7年4月2日以降に生まれた人で、平成31年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 			

		保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(20歳～29歳)で、保健師免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 平成10年4月2日以降に生まれた人で、平成31年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 			
		管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(21歳～29歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 平成9年4月2日以降に生まれた人で、平成31年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は平成31年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験		一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 平成30年9月23日	第1次合格発表日 平成30年10月3日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
		設備		第2次試験日 平成30年10月11日 ～10月25日	最終合格発表日 平成30年11月21日	専門試験(設備、総合土木、 司書) 択一式40問 120分
		総合土木				
警察事務職員採用初級試験						第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験						
免許資格職職員 採用試験		司書	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は平成31年3月31日までに取得見込みの人 			
経験者 職員 採用試験	民間企業等職 務経験 者区分	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人 	第1次試験日 平成30年9月23日	第1次合格発表日 平成30年10月16日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
		設備		第2次試験日 平成30年10月27日	第2次合格発表日 平成30年11月13日	第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、 適性検査
		総合土木		第3次試験日 平成30年11月25日	最終合格発表日 平成30年12月7日	第3次試験 人物試験 II 個別面接
	海外活動等 経験者区 分	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年4月2日～平成9年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 			

警察官(巡査)採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成30年5月13日	第1次合格発表日 平成30年6月5日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分 論(作)文試験 1題 60分 第2次試験 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査 国際捜査 I類、サイバー犯罪 捜査 I類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分 第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、 集団討論、 適性検査 身体検査 体力検査
	II類	・昭和63年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成30年6月9日 ～7月30日	最終合格発表日 平成30年8月22日	
	III類	・昭和63年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～29歳)			
	国際捜査 I類	・前記 I類の受験資格を有する人で語学(受験言語)が堪能な人			
	武道・体育指導 I類	・前記 I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
	サイバー犯罪捜査 I類	・前記 I類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している人			
警察官(巡査)採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成30年9月16日	第1次合格発表日 平成30年10月9日	
	II類	・昭和63年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成31年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 平成30年10月13日 ～11月27日	最終合格発表日 平成30年12月19日	
	III類	・昭和63年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人で、I類、II類に該当しない人(17歳～29歳)			
	武道・体育指導 I類	・前記 I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	I類	・昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成31年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成30年5月13日 ～9月23日	第1次合格発表日 平成30年5月28日 ～10月4日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	III類	・昭和63年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人で、I類に該当しない人(17歳～29歳)	第2次試験日 平成30年8月19日 ～12月1日	最終合格発表日 平成30年12月19日 ～平成31年1月30日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率	
				受験者数	合格者数	受験者数			
職員採用上級試験 ※1	一般行政	156	2,058	1,458	590	503	244	6.0	
	福祉	25	100	65	63	57	32	2.0	
	心理	7	46	31	28	23	11	2.8	
	設備	15	105	64	56	40	17	3.8	
	総合土木	45	144	102	92	70	45	2.3	
	建築	5	34	22	19	14	6	3.7	
	化学	13	94	62	54	44	14	4.4	
	農業	14	82	65	56	47	16	4.1	
	林業	5	25	16	16	15	7	2.3	
警察事務職員採用上級試験		25	219	172	109	96	34	5.1	
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		20	285	219	78	71	26	8.4	
免許資格職職員採用試験	薬剤師	4	51	42	21	18	6	7.0	
	獣医師	16	35	28	28	21	18	1.6	
	保健師	8	22	19	19	18	10	1.9	
	保健師（警察）	1	4	4	3	3	1	4.0	
	管理栄養士	2	37	23	10	9	3	7.7	
	栄養士	-	-	-	-	-	-	-	-
	司書	13	216	179	52	49	16	11.2	
職員採用初級試験	一般事務	13	329	278	74	61	25	11.1	
	設備	2	5	5	2	2	1	5.0	
	総合土木	4	10	9	6	5	3	3.0	
警察事務職員採用初級試験		11	165	141	51	37	16	8.8	
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12	196	177	68	57	25	7.1	
経験者職員採用試験 ※2	民間企業等職務経験者区分	一般行政	5	329	196	16	9	21.8	
		5					39.2		
		設備	4	39	26	13	10	5.2	
		5					5.2		
	総合土木	6	35	24	19	16	4.0		
	6					4.0			
建築	2	18	9	7	6	3.0			
3					3.0				
海外活動等経験者区分	一般行政	2	24	14	9	9	3.5		
	4					7.0			
職員採用試験 計		435	4,707	3,450	1,559	1,344	597	5.8	

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	I類	205	2,830	1,778	1,292	1,019	317	5.6
警察官男性	II類	20	1,133	813	318	245	37	22.0
警察官男性	III類	126	2,011	1,273	737	625	164	7.8
警察官女性	I類	41	781	487	291	196	74	6.6
警察官女性	II類	7	394	261	80	46	11	23.7
警察官女性	III類	22	609	329	152	123	29	11.3
国際捜査	I類	6	41	32	22	17	4	8.0
武道・体育指導	I類	5	8	8	7	7	5	1.6
サイバー犯罪捜査	I類	3	12	10	9	3	0	-
県外募集	I類	14	265	197	49	25	5	39.4
県外募集	III類	11	216	152	20	9	3	50.7
警察官採用試験 計		460	8,300	5,340	2,977	2,315	649	8.2

(2) 採用選考の実施状況（平成30年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	88	88
定例選考 ※2	320	200
身体障害者選考	93	22

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、看護師、診療放射線技師などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成30年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員 (看護師)選考 (2回実施)	人 223	人 142	倍 1.6	・昭和34年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成30年度の試験で取得見込みの人	第1回 平成30年5月12日 第2回 平成31年1月28日	平成30年6月8日 平成31年2月18日	作文試験 1題 60分 適性試験 人物試験 個別面接
身体障害者 及び 精神障害者を 対象とした 選考	93	22	4.2	昭和58年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(17歳～34歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 ・精神障害者保健福祉手帳を有する人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成30年9月7日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成30年10月14日 第2次選考 平成30年11月10日	1次合格発表日 平成30年10月31日 最終合格発表 平成30年12月4日	1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 2次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（平成30年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	人 1,593	人 1,577	人 439	人 433	人 147	人 147	人 99	倍 15.9
警部補	2,408	2,378	561	554	293	293	240	9.9
巡査部長	2,559	2,520	666	666	451	451	373	6.8

(4) 昇任選考の実施状況（平成30年度）

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	15	15
副部長級	53	53
課長級	99	99
副課長級	162	162
主幹級	230	230
主査級	232	232
警部	0	0
警部補	2	2
巡査部長	4	4

職員任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	212人	136人	60人	51人	41人	4.6倍

*申込者数には、第1次試験免除者51人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成30年10月18日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給 平成30年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
391,698円	391,036円	662円(0.17%)

※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 43.2歳

- ・ 給料表を、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引上げ

(2) 特別給 平成29年8月から平成30年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給を0.05月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.45月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.45月	4.40月

2 給与制度の改正等

(1) 宿日直手当

- ・ 平成30年の人事院勧告における宿日直手当の改定を踏まえ、所要の改定(勤務一回につき 7,200円 → 7,400円 等)

(2) 特殊勤務手当

- ・ 夜間看護手当について、国の改正内容等を踏まえ、必要な措置を講ずることが適当(勤務一回につき 6,800円 → 7,300円 等)

3 人材の確保

- ・ 人材の確保が厳しい中、公務の魅力を分かりやすく、ニーズに応じた情報を発信。障害者については採用後の定着のため、職場でのフォロー体制等の充実が必要

4 総実勤務時間の縮減

- ・ 民間労働法制の改正等を踏まえ、任命権者において、時間外勤務命令の上限が遵守されるよう、実効性のある措置を講じていくことが必要

5 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 人事院における国家公務員の定年に関する意見の申出を踏まえ、国の動向を注視し、定年の引上げに関する検討を進めていくことが必要

6 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

- ・ 女性のキャリア形成を支援する取組等を着実に実行するとともに、女性の活躍に向けた意識を醸成し、女性職員が活躍しやすい環境・意識づくりを推進することが極めて重要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成30年度中に処理したもの

(平成31年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
平成29年(措)第2号~第4号事案	公立学校教諭	校長の降格・異動、パワハラについて県教委による指導、要求者への謝罪等	29.10.5外	30.6.7判定 棄却	

処理 計3事案3件

(2) 係属中のもの

(平成31年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考

係属中 計0事案0件

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 平成30年度中に処理したもの

(平成31年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前9事案	埼玉県教育委員会	戒告、減給、停職	昭35.1.12外	9事案21件審査請求人死亡による終結	
平成27年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	分限免職	27.5.27	30.7.26 処分承認	
平成28年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	28.9.20	30.12.20 処分承認	
平成29年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	29.6.15	30.11.29 処分承認	

処理 計12事案24件

(2) 係属中のもの

(平成31年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前12事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	昭35.1.12外	係属中69件	両当事者の意向等を踏まえ、審理を中断
平成30年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	30.6.18	係属中	
平成31年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	減給処分	31.3.22	係属中	

係属中 計14事案71件

告示

埼玉県告示第五百八十九号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間		
	一〇〇 トリッ				三	農業
	09G075968				三	農業
	09G075966				三	農業
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称						
埼玉県熊谷市成沢二百八十六番地七 有限会社関東鉱油 江南東給油所						
免税証を交付した事務所						
埼玉県熊谷県税事務所						
亡失年月日						
令和元年十月十四日						

告 示

埼玉県告示第五百九十号

平成二十一年埼玉県告示第四百十九号（鳥獣保護区の更新について）に係る滑川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

滑川鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百九十二号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第五百九十一号

平成二十一年埼玉県告示第千四百十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る矢岳鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

矢岳鳥獣保護区

二 区域

平成元年埼玉県告示第千三百九十九号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

森林鳥獣生息地の保護

告示

埼玉県告示第五百九十二号

平成二十一年埼玉県告示第四百二十号（鳥獣保護区の更新について）に係る久喜菖蒲公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

久喜菖蒲公園鳥獣保護区

二 区域

平成元年埼玉県告示第千三百九十八号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第五百九十三号

平成二十一年埼玉県告示第千四百二十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る
さきたま古墳公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

さきたま古墳公園鳥獣保護区

二 区域

平成二十一年埼玉県告示第千三百七十六号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 指定目的

当該区域を利用する、カモ類をはじめとする渡り鳥の生息環境の一層の保全
を目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

埼玉カントリー―特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十四年埼玉県告示第千五百二十七号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第五百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

皆野町特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成元年埼玉県告示第千四百三号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第五百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

小川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第九百五十三号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

坂東大橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十四年埼玉県告示第千五百七十七号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第五百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

寄居特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百二十三号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第五百九十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

滝沢ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十一年埼玉県告示第千四百二十七号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

西ノ入特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十一年埼玉県告示第千三百八十二号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

花園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十五号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第六百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

妻沼福川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十四年埼玉県告示第九百六十一号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

老袋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十一年埼玉県告示第千四百二十二号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第六百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

菅間特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十九年埼玉県告示第千六百六十一号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

町屋新田特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十一年埼玉県告示第千四百二十四号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

三箇特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千二百四十五号で告示した区域

三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

行田特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

行田市大字谷郷上谷地内の一般国道百二十五号（行田バイパス）と行田市道五・三―百九十号線との接点を起点とし、同国道に沿って東に進み、行田市道三・三―百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、行田市道三・三―百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、行田市道三・三―百七十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、行田市道三・一―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道三・三―二百四十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、一般国道百二十五号（行田バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、行田市道三・三―四百二十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、秩父鉄道（羽生線）との接点に至り、同地点から同鉄道に沿って北東に進み、一般国道百二十五号（行田バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、行田市道四・三―二百三十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道四・一―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道百二十五号（行田バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、行田市道四・一―五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道四・一―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道四・三―三百三十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、行田市道四・三―三百三十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道四・三―三百三十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道四・一―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道七・一―二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道七・三―二百三十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道七・三―二百五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道七・一―九号線との

接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、行田市道七・一―二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道上中森鴻巣線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、行田市道九・二―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、行田市道九・一―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、行田市道九・二―三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道十七号（熊谷バイパス）との接点に至り、同地点から同国道に沿って北西に進み、行田市道六・二―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道六・三―四百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、行田市道六・三―三百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道六・三―三百七十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道六・三―四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、J R上越新幹線を経て、行田市と鴻巣市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、行田市門井町二丁目と行田市押上町の境界との接点に至り、同地点から鴻巣市との境界に沿って南西に進み、行田市押上町との境界に沿って南西に進み、行田市壱里山町と行田市清水町の境界及びJ R高崎線との接点に至り、同地点から鴻巣市との境界に沿って南西に進み、行田市と鴻巣市と熊谷市との境界点に至り、同地点から行田市と熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市壱里山町と行田市清水町の境界及びJ R高崎線との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北東に進み、行田市押上町と行田市壱里山町の境界及び一般国道十七号との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市押上町と行田市棚田町一丁目の境界及びJ R上越新幹線との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北東に進み、行田市棚田町一丁目と行田市持田四丁目の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市持田四丁目と行田市大字持田の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北西に進み、行田市大字持田と行田市持田五丁目の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北に進み、行田市持田五丁目と行田市大字持田の境界との接点に至り、同地点から熊谷市との境界に沿って北西に進み、一般国道百二十五号及び秩父鉄道（羽生線）を経て、熊谷市と行田市大字中江袋の境界との接点に至り、同地点から行田市大字中江袋と行田市大字上池守の境界に沿って東に進み、行田市道三・二―四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一般県道熊谷羽生線との接点に至り、同地点から同県道に沿って東に進み、行田市道三・三―九十三号線との接点に至り、同

地点から同市道に沿って南に進み、行田市道三・三一九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、行田市道三・二一五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、行田市道三・三一九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、行田市道九・三一二百四十八号線と一般県道騎西鴻巣線との交点を起点とし、同地点から同県道を東に進み、一般県道上新郷埼玉線との交点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市道八・三一二百三十号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市道八・三一二百三十一号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市道八・三一二百三十二号線との接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、行田市と鴻巣市との境界に至り、同地点から同市道を南に進み、主要地方道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、行田市道九・三一二百二十六号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、行田市と鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界を南西に進み、JR上越新幹線との交点を経て南に進み、一級河川元荒川との交点に至り、同地点から同川に沿って北西に進み、行田市と鴻巣市との境界（緑道境橋）に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、JR上越新幹線及び一般国道十七号（熊谷バイパス）を経て行田市道九・三一二百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、行田市道九・三一二百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、行田市道九・三一二百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び、行田市城西五丁目地内の一般国道十七号（熊谷バイパス）と行田市道六・二一三号線の接点を起点とし、同地点から一般国道十七号（熊谷バイパス）を経て同市道六・二一四号線を南に進み、同市道六・三一二百七十八号線と同市道六・三一二百八十九号線と六・三一二百七十七号線との接点に至り、同地点から同市道六・三一二百七十八号線を南に進み、同市道六・一一七号線の接点に至り、同地点から同市道六・三一二百二十五号線を南に進み、JR上越新幹線及び同市道六・三一二百六十号線との接点を経て、鴻巣市と行田市の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、同市道六・三一二百八十八号線に至り、同境界に沿って南東に進み、同市道六・三一二百四号線に至り、同境界に沿って北東に進み、がんがら落との接点に至り、同境界に沿って南東に進み、主要地方道行田東松山線との接点に至り、同境界に沿って北に進み、同市道六・二一六号線との交点を経て、さらに同境界に沿って進み、清水落悪水路との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、一級河川忍川に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、同市道九・三一二百四十

九号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、武蔵水路を経て、同市道九・三―二百八十三号線との接点に至り、同地点から境界に沿って南に進み、鴻巣市道吹四百十号線に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、行田市道九・三―二百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み、行田市道九・三―二百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、行田市道九・三―二百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、一般県道騎西鴻巣線と一般国道十七号（熊谷バイパス）との交点に至り、同地点から同国道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積二千九百九十四・八ヘクタール）

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
脳神経内科・内科 もてぎ医院	茂木 崇秀	春日部市中央八―八―九	令和元年十月 一日
柳瀬川ファミリ― クリニック	榎原 正基	志木市幸町四―一―一	令和元年十月 一日
石井外科胃腸科医 院	石井 利昌	飯能市本町四―一七	令和元年八月 三十一日
桶川おかもと腎ク リニック	医療法人社団誠 尚会	桶川市下日出谷一四〇―一	令和元年九月 一日
遠井クリニック	医療法人弘仁会	北本市北本一―一四三	令和元年九月 一日
松江ファミリ―歯 科	李 宗賢	草加市松江二―七―一四	令和元年九月 一日
さくらぎ人間歯科	医療法人桜樹会	入間市豊岡一―一三―二 一エリアToneA棟	令和元年十月 一日

訪問看護ステーション ファースト	さくら薬局 北本石戸宿店	なかまち薬局	薬局児玉	三平薬局 行田店	あるも薬局 長野店	星薬局	もろやま薬局	かわかど薬局	つつじ薬局	黒沢薬局 駅前店	医療法人社団真幸 会 スマイル歯科
株式会社ファースト	株式会社クラフト株式会社	株式会社あさひ調剤	株式会社みよの台薬局株式会社	株式会社みよの台薬局株式会社	株式会社Blomingsoul	株式会社健進堂	株式会社あさひ調剤	株式会社あさひ調剤	株式会社メディカルライフ	株式会社黒沢薬局	医療法人社団真幸会
本庄市銀座三―七―二	北本市石戸宿一―九三―五	深谷市仲町一―二―四一	二 本庄市児玉町児玉五九四―	行田市埼玉四六七三―五	行田市長野一―二九―一五	所沢市東所沢一―四―一	八―一 入間郡毛呂山町毛呂本郷九	一―一 入間郡毛呂山町市場九八二	志木市幸町四―一―一	階二―一 鴻巣市本町一―七―一	ふじみ野市清見一―五―四
令和元年十月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日	令和元年十月一日	令和元年九月一日	令和元年九月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称		施術所所在地		指定年月日		
永尾 知美	牧田 賢	北澤 麻奈	桐生 かおる	大口 洋平	亀井 三郎	石井 宏之	大熊 秀樹	樹 佐々木 美	金井 千帆	
院 からだ元気治療 草加北店		マッサージとり ハビリ治療院	訪問マッサージ 元気	訪問マッサージ 元気	天仁堂治療院	クレーン整骨院 足立西新井店	狭山東口駅前接 骨院	美整骨院	なまい接骨院	
草加市新栄二―二六―三	鴻巣市登戸一〇四―一〇	行田市渡柳二八七―二	川越市砂新田三―二〇―八	川越市砂新田三―二〇―八	八潮市鶴ヶ曾根一四二九― 二五	東京都足立区西新井二―一 五―五	狭山市祇園二四―二一甲田 ビルC棟一階	八 狭山市広瀬東四―三三―一	熊谷市押切二五六―一―二	
一日 令和元年九月	五日 令和元年九月	一日 令和元年九月	一日 令和元年十月	一日 令和元年十月	十一日 令和元年九月	一日 令和元年十月	一日 令和元年八月	二十四日 令和元年九月	四月一日 平成三十一年	

告示

埼玉県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
令和レディース クリニック	名 称	太田マタニティクリ ニック	令和レディースクリ ニック
さくら薬局 所	名 称	柳原薬局	さくら薬局 所
沢星の宮店	名 称	みどり薬局	宮店 沢星の
アイン薬局 入 間野田店	名 称	みどり薬局	アイン薬局 入間野田 店
アイン薬局 仏 子店	名 称	すずらん薬局	アイン薬局 仏子店
アイン薬局 小 川町店	名 称	あさひ調剤薬局 小 川店	アイン薬局 小川町店

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	所在地		
岡田 耕	施術所	所在地	上尾市中妻一―二 ―四 Times 89―1F	上尾市上尾村一三 三九―五
村上 学	施術所	所在地	東京都板橋区熊野 町三九―一シャト レ熊野町一F	神奈川県小田原市 千代五八四

橋本 光弘		狩野 敬広		齊藤 由花		高橋 昌平	関口 尚史
施術所		施術所		施術所		施術所	施術所
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	名称	名称
草加市旭町四―七 ―四―B―二〇一	からだ元気治療院 草加北店	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	庄 セリオ治療院 本	庄 セリオ治療院 本
戸田市新曽三八一 ―二―三〇八	橋本 光弘	三 鴻巣市本町四―五 ―九新井ビル一〇	KEiROW鴻巣ス テーション	三 鴻巣市本町四―五 ―九新井ビル一〇	KEiROW鴻巣ス テーション	セリオ治療院	セリオ治療院

告示

埼玉県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
安孫子医院	春日部市粕壁二―五―一	平成三十年十二月三十一日
浅子小児科医院	春日部市粕壁一―四―五〇	平成三十年三月三十一日
とよはる耳鼻咽喉科	春日部市上蛭田六四九ウエルシア二F	平成三十一年二月二十六日
石井外科胃腸科医院	飯能市本町四―一七	令和元年八月三十日
おかもと腎クリニツク	桶川市泉二―一九―五〇東急ドエル桶川ビレジ一号楼	令和元年八月三十一日
医療法人弘仁会 遠井医院	北本市北本一―一四〇	令和元年八月三十一日
鶴瀬らいおん歯科	富士見市羽沢一―三一―三本邑ビル二階	令和元年七月十日
医療法人社団真幸会スマイル歯科	ふじみ野市大原二―一―三〇イトーヨーカドー上福岡東店二F	令和元年八月三十一日
医療法人社団石黒歯科医院 大和歯科診療室	坂戸市千代田三―二二―一三	令和元年十月二日

告示

埼玉県告示第六百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	グループホーム さくら・さくら	所在地	比企郡ときが わ町玉川二五 一	開設者名	特定非営利活 動法人さく ら・さくら	サービスの種類	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	指定年月日	令和元年八月二 十七日
蓮田病院	ハートピア歯 科・矯正歯科 北本診療所	北本市中丸八 一七一一 ムカインズホ ム北本店内	医療法人社団 メデイデンタル	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	平成三十年五月 一日			
	蓮田市根金一 六六二一一		医療法人顕正 会	介護予防訪問 看護	訪問看護				令和元年五月一 日

<p>医療法人 井病院 今</p>					
<p>蕨市塚越七 三四―二</p>					
<p>医療法人今井 病院</p>					
<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>介護予防訪問 リハビリテー ション</p>	<p>介護予防訪問 看護</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>訪問リハビリ テーション</p>	<p>訪問看護</p>
<p>令和元年九月一 日</p>					

<p>阪神調剤薬局 玉日高店 埼</p>	<p>阪神調剤薬局新所 沢店</p>	<p>アイン薬局 すえひろ店 熊谷</p>	<p>アイン薬局 中西店 熊谷</p>	<p>居宅介護支援ゆう らく東所沢</p>
<p>事業所 在地</p>	<p>事業所 在地</p>	<p>事業所名 称</p>	<p>事業所名 称</p>	<p>事業所 在地</p>
<p>兵庫県芦屋市 大榭町一</p>	<p>兵庫県芦屋市 大榭町一</p>	<p>すえひろ薬局</p>	<p>なつめ薬局</p>	<p>所沢市東所沢 五―一四―五</p>
<p>東京都港区虎 ノ門一</p>	<p>東京都港区虎 ノ門一</p>	<p>アイン薬局 熊谷すえひろ 店</p>	<p>アイン薬局 熊谷中西店</p>	<p>所沢市東所沢 二―三三―八 パレスサンヴェ ールⅠ一〇二</p>
<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導</p>	<p>居宅介護支援</p>

告示

埼玉県告示第六百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
山中歯科医院	東松山市元宿二 一〇―四	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	平成三十年六月五日
山中歯科医院	鶴ヶ島市脚折町 三―一八―三	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	平成三十年五月三十日
薬局児玉	本庄市児玉町児 玉五九四―二	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	令和元年八月三十一日
なかまち薬局	深谷市仲町二 一―四―一	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	令和元年八月三十一日

特別養護老人ホーム吾野園		ヘルパーステーション 所沢 ゆうらく東	
飯能市南川二〇九一		所沢市東所沢五 一四一五	
介護予防通所介護	居宅介護支援	通所介護	訪問介護
平成三十年八月三十一日	平成十二年七月一日	平成三十年八月三十一日	平成三十年五月一日

告 示

埼玉県告示第六百十四号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

令和元年十月二十日から令和二年三月十三日まで

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一地先まで	川口市鳩ヶ谷本町三丁目一八六 二番一地先から	区 間
一三・九一	一〇・六一	敷地の幅員 (メートル)
一一・七〇	九・九六	延 長 (メートル)
	三〇・〇〇	備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市鳩ヶ谷本町三丁目一八六二番一地先から 同市鳩ヶ谷本町三丁目一八六三番一地先まで
供用開始の期日	令和元年十月二十九日
備考	令和元年十月二十九日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三〇・〇〇メートル

雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和元年十月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 畑

克利

令和元年6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
加工家きんふん	大鳳商事株式会社	ダイハウ有機1号	TN、TP、As				
魚かす粉末	大東肥料株式会社	8.5-6.0 魚かす粉末	TN、TP				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、As－ひ素

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和元年十月二十九日

埼玉県病害虫防除所長 畑

克利

令和元年9月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名（及び商品名）	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCa (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	C/N	水分 (%)	その他 の検査	
堆肥	株式会社モトキ	発酵うずら有機	5.0	3.8	2.7	9.4	18	211	5	22.1		
	有限会社斎藤産業	牛ふん堆肥	1.7	1.7	2.1	2.8	21	102	22	45.1		
		馬ふん堆肥	0.9	0.3	0.8	0.7	4	20	45	59.7		
	有限会社エーアイ	牛ふん堆肥	1.7	1.7	2.1	2.8	21	102	22	45.1		
		馬ふん堆肥	0.9	0.3	0.8	0.7	4	20	45	59.7		
		納豆菌X	1.6	1.5	2.0	5.1	16	59	22	46.7		
	公益財団法人 さいたま市公園緑地 協会	緑のリサイクル堆肥	2.4	3.1	1.4	9.4	7	211	16	33.8		

- 備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCa－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

正 誤

埼玉県告示第五百五十三号（令和元年十月十一日第四十六号）中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

瀬ヶ先

正

瀬ヶ崎